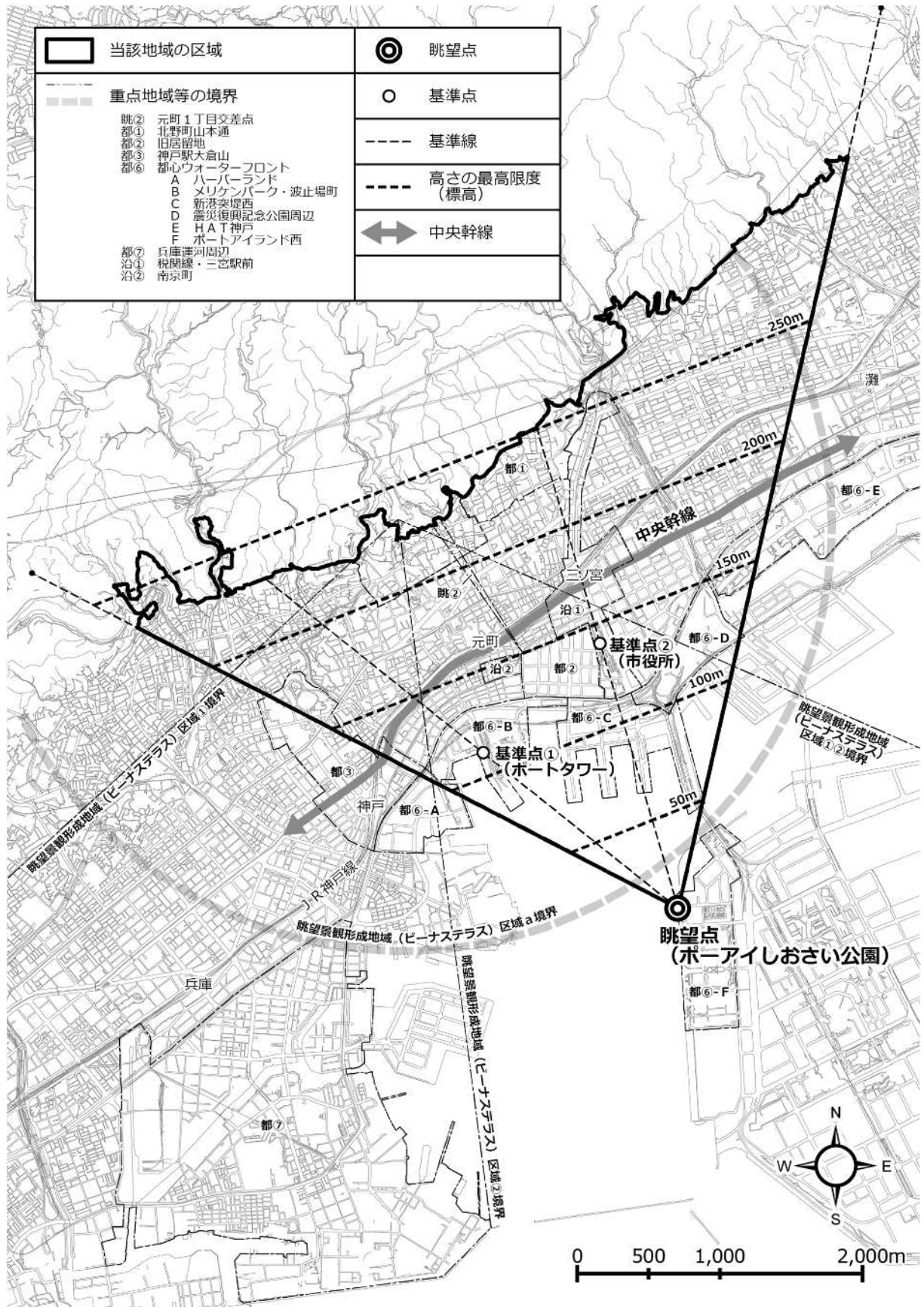


## 2-2-1 ポーアイしおさい公園

### (1) 区域図



## (2) 良好な景観の形成に関する方針

### 景観特性

山並みを背景とした都心部の高層ビル群、ポートタワーや市章山・錨山など神戸を代表するシンボル、ドック・クレーンなどの港の風景を一望することができ、みなと神戸を感じることができるビューポイントである。

### 景観形成の基本方針

ポーアイしおさい公園から市街地と背後の山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る。

### 景観形成基準の基本的な考え方

- 1 六甲の山並みを背景に市街地と港を眺めたときに、山並みの稜線が建築物等によって隠れないよう保全する。  
→ 六甲の山並みの稜線の谷部（菊水山付近～摩耶山付近）に接する基準線と眺望点（ポーアイしおさい公園）とを結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。
- 2 良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物等の高層部分の幅を規制誘導する。

## (3) 規制又は措置の基準として必要な制限

### 景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物又は工作物の幅	○高さ60m以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40m以内とする。
建築物又は工作物の高さの最高限度		○各部分の高さが下記により算定した標高（Z：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。[単位：m] 《算定式》 $Z = 0.0652401X - 0.0259351Y + 11652$ X, Y：平面直角座標系（5系）における各部分の座標値
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。</li> <li>2 次のいずれかに該当する区域内においては、この基準は適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区</li> <li>(2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区</li> <li>(3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区</li> <li>(4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区</li> <li>(5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域</li> </ol> </li> <li>3 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えで、基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見をを受けて認める場合は、この基準によらないことができる。</li> </ol>	